2－4　救　急

東京では、昭和 11 年に 6 台の救急車で救急業務の運用を開始し、その後、昭和 23 年 3 月に自治体消防制度の発足とともに東京消防庁が救急業務を所管し、平成 29 年 4 月 1 日現在、251 隊の救急隊を配置しています。

この間、法制面では昭和 27 年 10 月「消防関係救急業務に関する条例」が制定され、消防機関の業務としての位置付けがなされました。その後、昭和 48 年 3 月に、都民を取り巻く生活環境の多様化に対応するため、「救急業務等に関する条例」に改められ、救急処置や医師の現場要請、応急救護知識技術の普及などの事項について明確化されました。

平成 6 年 3 月には「救急業務等に関する条例」の一部が改正されました。これは、救急隊員の資格に救急救命士を加えるとともに、救急事故現場等に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が必要不可欠であることから、都民一人ひとりに応急救護の知識、技術を習得してもらうこと、また、事業者に対して応急救護知識技術の普及等を求めることができるようにしたものです。さらに、平成 16 年 10 月に都民生活において生ずる事故を予防するため、事故の状況を確認し、関係者に対して通知や、公表することができるようになりました。

近年の救急行政を取り巻く環境は、高齢化の進展、疾病構造の変化、都民ニーズの多様化など著しく変化しており、これらの変化に的確に対応し、傷病者の救命効果の向上を図るため、救急隊の増強や救急資器材の整備を推進してきました。しかし、救急需要は年々増加の一途をたどり、平成 28 年中の救急出場件数は 777,382 件にも及んでいます。これは、救急業務が法制化された昭和 38 年（102,660 件）と比較すると約 7.6 倍の伸びとなっています。

東京消防庁では、こうした救急需要に対応するため、救急隊の増強をはじめ救急車の適正かつ良識ある利用の普及定着、患者等搬送事業者等との協働、医療機関との連携強化など多角的な対策により、真に救急車が必要とされる事案に適切に対応できるようにしています。

平成 3 年に創設された救急救命士制度はプレホスピタル・ケア（病院前救護体制）に大きな成果をもたらしてきました。救急救命士の処置範囲は拡大しており、包括的指示下での除細動（心臓に電気的刺激を与え正常なリズムに戻す処置）、気管挿管や薬剤投与の実施が認められたことから、救急業務の高度化に対応できる体制整備等を計画的に推進しています。傷病者の更なる救命効果の向上を図るため、平成 14 年 10 月に東京都メディカルコントロール協議会が設置され、救急活動の事後検証制度を導入するなど、救急隊員の行う応急処置等の質を確保するための体制の充実強化に取り組んでいます。

また、平成 16 年 7 月から一般市民等にも自動体外式除細動器（AED）の使用が認められるようになったことから、ポンプ隊員等による自動体外式除細動器（AED）の使用や

自動体外式除細動器（AED）を含めた応急手当講習等をさらに推進しています。

写真 51　救急活動

第 2-10 表　救急出場件数及び救急医療機関数の推移

区分＼年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総件数	691,549	653,260	655,631	700,981	724,436	741,702	749,032	757,554	759,802	777,382
急病	433,268	407,582	411,539	444,993	461,048	476,955	483,956	490,936	495,730	511,673
交通事故	74,653	67,799	66,481	66,274	66,001	61,890	58,886	55,219	52,674	51,019
その他	183,628	177,879	177,611	189,714	197,387	202,857	206,190	211,399	211,398	214,690
救急医療機関数	338	330	326	326	322	320	322	324	325	320

（注）救急医療機関数は、毎年４月１日現在の数

1　救急隊

救急隊は、救急隊長、救急員及び救急機関員の３名で、救急ヘリコプターについては救急隊長及び救急隊員の２名で編成されています。

救急隊員は、救急現場の傷病者の症状を的確に判断し、心肺蘇生、止血処置など適切な救急処置を施しながら傷病者の症状に適応した最も近い医療機関に搬送することとしています。

このため、救急隊員には一定時間の研修を義務づけているほか、救急医療の進歩に合わせ、より高度な救急処置のための研修や病院実習などを実施しています。

第 2-11 表　救急隊の配置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	特別区			受託地区			合計		
	本署	出張所	計	本署	出張所	計	本署	出張所	計
救急隊数	67	112	179	25	47	72	92	159	251

２　救急隊の行う主な救急処置

救急隊員の行う主な救急処置としては、人工呼吸や胸骨圧迫、止血、固定処置、酸素吸入及び保温などのほか、経鼻エアウェイによる気道確保、喉頭鏡・鉗子等による異物除去、ショックパンツによる血圧保持等があります。

また、救急救命士は、心肺停止状態に陥った傷病者に対し、自動体外式除細動器(AED) を用いた除細動や、乳酸リンゲル液を用いて静脈の流れを確保する処置を行い、呼吸が止まった状態の人に対してはラリンゲルチューブ等を用いて気道を確保する処置などを行っています。

救急救命士の処置範囲拡大については、救命効果の向上を目指し、平成 15 年 4 月から包括的指示下（医師の同時進行性の指示を要しない）での除細動の実施、平成 16 年 7 月から気管挿管の実施、平成 18 年 4 月からは薬剤（アドレナリン）の投与、平成 21 年 12 月からは自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン）の投与が可能となり、更に、平成 26 年 4 月からは、心肺機能停止前の傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となりました。

３　救急活動

平成 28 年中の救急出場件数は、777,382 件で前年に比較して 2.3%増となっており、これは、都民 17 人に 1 人の割合で救急車を利用していることになります。1 日あたりの平均出場件数は 2,124 件で、1 隊の 1 日平均出場件数は 8.5 件となっています。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、急病によるものが 511,673 件と最も多く総件数の 65.8%を占めています。

また、救急ヘリコプターによる出場件数は、391 件となっており、傷病者搬送の迅速性や後遺症の軽減を含めた、さらなる救命効果の向上等を目指し、救急ヘリコプターによる搬送体制の充実強化を図っています。

第 2-4 図	平成 28 年中の救急出場件数

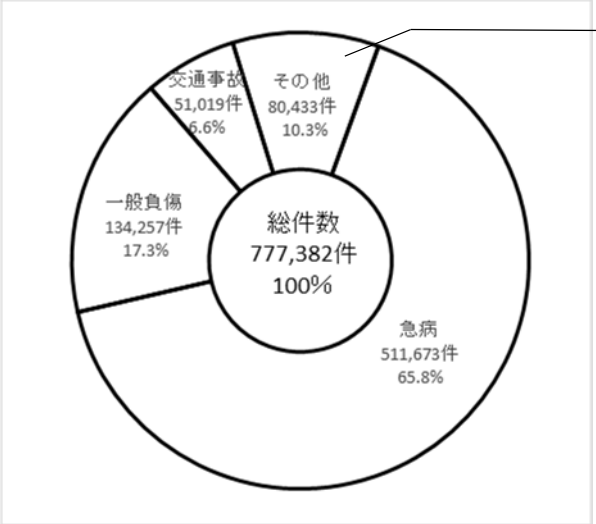

転院搬送	43,692 件
加害	7,136 件
自損行為	5,091 件
労働災害事故	4,789 件
運動競技事故	5,423 件
火災事故	3,425 件
資器材等輸送	504 件
水難事故	950 件
医師搬送	229 件
自然災害事故	17 件
その他	9,177 件

※それぞれの数値は四捨五入しているため
合計が合わない場合があります。

4　ポンプ隊と救急隊との連携活動

救命効果の向上を図るため、救命活動を必要とする救急事故及び高層建物、地下街、狭隘な場所等で発生した救急事故から早期に傷病者を医療機関へ搬送することを目的として、救急隊と同時にポンプ小隊を出場させ、マンパワーを確保した効率的な救護活動を行う、ファイア・クイック・エイド（ポンプ小隊等と救急小隊の連携による救出・救護活動＝ＰＡ連携）を平成 12 年 4 月 1 日から開始し、平成 28 年中の出場件数は 158,467 件となっています。

平成 16 年 7 月に、自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、ポンプ隊員に対し所定の講習を実施するとともに、全消防署所にポンプ隊用の自動体外式除細動器（AED）を整備しました。

次の場合に、救急現場にポンプ隊が出場します。

○　通報の内容から傷病者が重症以上で直ちに傷病者の救出・救護が必要であると判断した場合

○　救急隊のみでは傷病者の搬送が困難となることが認められる場合

○　傷害事件等で傷病者及び救急隊員を保護する必要が認められる場合

○　円滑な救急活動に支障が生じる恐れがある繁華街等で、署隊長が指定する地域及び時間帯に救急出場があった場合

○　署所の直近地域で救急事象が発生し、直ちに傷病者の救出・救護が必要であると判断した場合

○　救急隊の現場到着が大幅に遅延すると予想され、直ちに傷病者の救出・救護が必要であると判断した場合

5　簡易携帯電話機（PHS）による口頭指導と傷病者情報の聴取

応急手当実施率を向上させ、更なる救命効果の向上を図るため、平成 14 年 4 月から救急隊は出場途上に簡易携帯電話機（PHS）による傷病者情報の聴取や付近にいる方に対する応急手当の口頭指導を行うとともに、傷病者及び家族等関係者に救急車が向かっている安心感を与えています。

6　救急医療機関との連携

東京都は、救急医療体制について、「突発不測の傷病者が、いつでも、だれでも、その症状に応じ、必要かつ適切な医療が受けられる救急医療体制の整備」を基本方針とし、これに基づいて救急告示医療機関制度を基本対策として、さらに休日・全夜間診療事業等の補完対策を実施しています。

平成 21 年 8 月 31 日、東京都では、迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急医療の東京ルール」が運用開始となりました。その中で、災害救急情報センターに、東京都福祉保健局の非常勤職員である救急患者受入コーディネーターを配置し、都内全域での搬送先の調整を行っています。

東京消防庁では、東京都福祉保健局や東京都医師会等と協働して、医療機関選定困難事案の解消に向けたこの取組みを進めています。

また、救命救急センター等との間に直通電話を設置するなどして緊密な連携を図るとともに、救急医療機関等の診療情報をはじめ各種診療事業当番施設情報を病院端末装置等から収集し、救急隊により搬送される傷病者の収容医療機関の選定や都民及び医療機関からの問合せに活用することにより、救急業務の効率化に努めています。

なお、災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターには 24 時間体制で救急隊指導医が勤務しています。救急隊指導医とは、傷病者の救命率を向上させるために現場の救急隊員に対して医学的見地から指示助言を与える医師で、平成 29 年 4 月 1 日現在、34 医療機関等から 268 名が登録しています。

第 2-12 表　救急医療機関の開設主体別現況（平成 29 年 4 月 1 日現在）※東京消防庁管内

病院（316 施設）							診療所（4 施設）		施設総数
国立・公的機関						私的・法人個人等	市町村	その他	
国	東京都	地方独立行政法人	市町村	日赤	その他の公的病院				
15	7	1	8	3	2	280	0	4	320

7　救急車の適正な利用

救急出場件数は、近年増加の一途を辿っており、平成 28 年においては 777,382 件と過去最高の件数を記録し、依然として高い件数で推移しています。

救急車が出場してから現場に到着するまでの時間は、平成 28 年は 7 分 30 秒と、前年と比較して 15 秒短くなりました。

今後、人口の高齢化や、不要不急な救急車の利用などの理由により、救急出場件数が増加し、それに伴い救急隊の到着も延伸することで、救える命が救えなくなるおそれがあります。

このことから東京消防庁では、緊急に医療機関で受診する必要がある傷病者の搬送手段としてのマナーを守った救急車の利用を呼びかけるとともに、ホームページによる医機関案内や医療機関への交通手段を紹介する東京民間救急コールセンターの利用推進など、真に救急車を必要とする都民の方々に対して、適切かつ効果的に救急隊が対応できるよう様々な取組を行っています。

8　東京消防庁救急相談センター

急な病気やけがをした場合に、「救急車を呼んだほうがいいのかな？」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな？」などと迷った際の相談窓口として、平成 19 年 6 月 1 日より「東京消防庁救急相談センター」を開設しています。

東京消防庁救急相談センターでは、これらの相談に、救急相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者等の職員）が、24 時間年中無休で対応しています。さらに、緊急性の有無や医療機関受診の必要性について自己判断ができる「東京版救急受診ガイド」を東京消防庁ホームページ、携帯電話、スマートフォン及び冊子により提供しています。

また、東京都医師会、救急医学に関する専門医、東京都福祉保健局及び当庁で構成する「東京消防庁救急相談センター運営協議会」を設置し、東京消防庁救急相談センターの業務内容の検討、プロトコールの医学的検証、運営体制の改善等について協議を行い、救急相談の質の確保を図っています。

写真 52　救急相談センター

9　救急搬送トリアージ

東京都メディカルコントロール協議会との連携により策定された「救急搬送トリアージ基準」に基づき、救急現場で明らかに緊急性がないと判断された傷病者に対しては、応急処置や医療機関案内などを行い、傷病者の同意を得た上で傷病者自身による通院をお願いする、救急搬送トリアージを実施しています。

第 2-13 表	東京消防庁救急相談センターの電話番号

区　分	東京消防庁救急相談センター	
特 別 区 多摩地区	#7119	03－3212－2323
		042－521－2323

第 2-14 表	東京版救急受診ガイドのURL

区　分	東京版救急受診ガイド
パソコン、スマートフォンＵＲＬ	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuimuka/guide/main/
携帯電話ＵＲＬ	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuimuka/guide/m/00kiyaku.html

トピックス　1

英語対応救急隊の概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、増加が予測される都内の外国人が、安心して滞在できる環境を整備するため、平成 26 年４月から英語対応救急隊を 13 隊（8 署）指定し、運用開始しました。平成 28 年４月からは新たに 23 隊（６署）を指定して、36 隊（14 署）で運用しています。

☆　英語対応救急隊

※ 英語対応力を備えた救急隊員により、外国人傷病者の円滑な容態把握や関係者等への対応を行い、適切かつ迅速に外国人傷病者を搬送する救急隊を英語対応救急隊という。

※ 英語対応力＝救急活動に必要な英語能力、外国の生活習慣等に応じた接遇等の技術

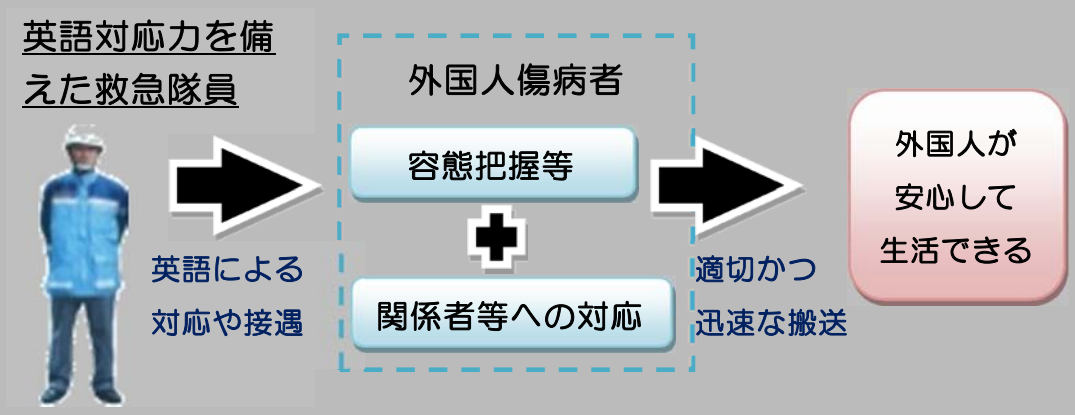

10　応急手当の普及

傷病者を救命するためには、救急隊到着までの救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が極めて重要です。

また、震災時等において、多数の傷病者が発生するような場合に備るためには自主救護能力の向上も大切であることから、都民を対象として応急手当の知識・技術の習得を目標に積極的な普及業務を推進しています。

平成 28 年 7 月からは、「JRC 蘇生ガイドライン」及び「救急蘇生法の指針」の改正に伴い、応急手当の方法の見直しや、新たな講習制度として 45 分の救命入門コースを開始するなど、改正内容に準拠した講習を実施しています。

なお、応急手当講習の一部は公益財団法人東京防災救急協会に業務を委託して実施しています。このほか、患者等搬送乗務員や 119 番自動通報の現場派遣員に対する講習を行っています。

第 2-15 表　応急手当講習の種別

講習名		時　間	講習内容
応急救護講習	応急救護講習	任意	心肺蘇生、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法、止血法及び外傷の応急手当要領等について、受講者の希望に応じ任意の時間で実施する講習
	救命入門コース	45 分	救命講習の受講が困難な都民及び小学校 4 年生以上を対象にした、胸骨圧迫とＡＥＤの使用方法が中心のコース
		90 分	
救命講習	普通救命講習	3 時間	心肺蘇生（成人）、ＡＥＤの使用方法、窒息の手当、止血の方法などを学ぶコース
	普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習	4 時間	普通救命講習の内容に、知識の確認と実技の評価が加わったコース（一定の頻度でＡＥＤを使用する可能性がある方が対象）
	普通救命再講習	2 時間 20 分	技能認定の継続を希望する方が受講するコース
	普通救命ステップアップ講習	2 時間	過去 12 ヶ月以内に「救命入門コース（90 分）」を受講した受講生で、救命技能認定を希望する方が受講する講習
	上級救命講習	8 時間	普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習の内容に、心肺蘇生（小児・乳児）、けがの手当、傷病者管理、搬送法などを加えたコース
	上級救命再講習	3 時間	技能認定の継続を希望する方が受講するコース
	上級救命ステップアップ講習	5 時間	過去 12 ヶ月以内に「普通救命講習」「普通救命再講習」を受講した方で、上級救命技能認定を希望する方が受講する講習
	応急手当普及員講習	24 時間	事業所の従業員などを対象とした応急手当の指導者を養成するコース
	応急手当普及員再講習	3 時間	技能認定の継続を希望する方が受講するコース

講習に関する問合せや申込みは、公益財団法人東京防災救急協会、最寄りの消防署、消防分署、消防出張所で行っています。

11 「中・高生に命の尊さを伝えるメッセージの発信」事業

東京都生活文化局所管事業「心の東京革命」の一環として、東京消防庁では平成 14 年 7 月 1 日から中学校及び高等学校を対象とした「中・高生に命の尊さを伝えるメッセージの発信」事業を実施しています。

これは、救急救命士等の消防職員が、職務を通じて得た人命救助等の貴重な経験を授業を通じて生徒に伝え、「命の尊さ」や「助け合う気持ちの大切さ」などの理解を得ることにより、次代を担う青少年の健全な心身の成長助成と効果的なバイスタンダーの育成を図ることを目的としています。

平成 28 年中は、中学校 429 校 39,738 名、高等学校等 149 校 20,157 名に対して救命講習を実施したほか、中高生あわせて 207 校 33,134 人に対して応急救護講習を実施しました。

12 患者等搬送事業者に対する認定及び指導

民間による患者等搬送事業は、緊急性の認められない転院搬送、入退院、通院等に際し、寝台又は車椅子を備えた車両により搬送を行う事業です。高齢社会の進展等に伴い需要が年々増加する傾向にあります。

東京消防庁では、都民が安全に安心して利用できる患者等搬送事業者を育成するため、平成 19 年 10 月 1 日から患者等搬送事業者に対する認定表示制度の条例化を図り、認定制度、認定事業者の責務、認定表示、認定事業所の公表、報告及び確認等について定め、一定の基準に適合する事業者を東京消防庁認定事業者として認定しています。平成 29 年 3 月末現在、244 社 264 事業所 372 台を認定しています。

また、患者等搬送事業者の利用を促進し、救急車の適正な利用を推進するため、平成 17 年 4 月に公益財団法人東京防災救急協会に東京民間救急コールセンターが設置されました。現在、コールセンターでは、患者等搬送事業者の車両待機状況を管理することで、一元的な案内を行うとともに、平成 17 年 9 月には、自力歩行ができる患者を対象にしたサポート Cab（タクシー）の案内を開始するなど、利用者の利便性の確保を図っています。

さらに、平成 18 年 3 月には、東京民間救急コールセンターに登録する事業者で組織する「東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会」が設立されました。東京消防庁では、大規模災害により多数の傷病者が発生し、救急車等の搬送車両が不足する場合に対応するため、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会との間で「震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定」を締結するとともに、年間を通じて訓練を行い、連携強化を図っています。

13　応急手当奨励制度

救命効果を向上させるためには、救急現場に居合わせたバイスタンダーによる迅速、適切な応急手当が重要です。

事業所や商店街、町会、自治会等（以下「事業所等」という。）では、効果的な応急救護体制を築き、自主救護能力を高めるとともに、来訪者及び地域住民の安全確保を推進するため、積極的に救命講習等を受講する必要があります。

このことから、平素より積極的に救命講習を受講し、実行性のある応急救護体制づくりに貢献している事業所等に対して、救命講習受講優良証を交付することにより、救命講習に対する積極的な取組みを奨励する制度です。

平成 28 年末現在、1,382 事業所に対して救命講習受講優良証を交付しています。

【制度の内容】

1　優良証交付対象

東京消防庁管内にある事業所、商店街、町会、自治会、教育機関等の団体、同一の経営形態で同種の商品等を扱うチェーン店のほか、社会貢献が期待できると救急部長が認めた団体

2　交付要件

救命講習等の普及活動を行っている応急手当普及員を１名以上有する次の団体であること。

⑴　従業員総数の 30 パーセント以上の者が有効な救命技能認定証を保有している事業所（チェーン店及び商店街を除く）

⑵　チェーン店等（東京消防庁管内にあるものに限る。）全体の従業員総数の 30 パーセント以上の者が有効な救命技能認定証を保有しているチェーン店等

⑶　総店舗数の 30 パーセント以上の店舗に有効な救命技能認定証を保有している者が１名以上いる商店街

⑷　総世帯数の 30 パーセント以上の世帯に有効な救命技能認定証を保有している者が１名以上いる町会又は自治会

⑸　構成員総数の 30 パーセント以上の者が有効な救命技能認定証を保有している事業所、町会又は自治会以外の団体

⑹　救急部長が、救急講習の実施状況及び応急救護体制の整備状況から総合的に判断して応急手当の普及に対する取組が優良であると認める事業所、町会、自治会その他の団体

3　優良証交付事業所等の公表

安全安心な事業所等であることを都民に周知し、事業所等のステータスを向上させて一層の意識高揚を図るため、当庁ホームページで事業所等の名称を公表し、Twitter、Facebook でも情報発信します。

4　優良マークの交付

安全安心な事業所等であることを都民に周知し、事業所等の応急手当に対する一層の意識高揚を図るため、当庁ホームページで事業所等の名称を公表します。

写真 53　救命講習受講優良証

14　応急手当普及功労賞

急病事故などに対する応急救護体制づくりに取り組んでいる事業所等を募集し、効果的な取組について表彰するとともに、奏功事例を広く紹介するなど地域の救護力向上を目指すものです。

⑴　募集対象

応急手当奨励制度により優良証の交付を受けた団体（事業所、商店街、町会、教育機関等）

⑵　募集テーマ

ア　応急救護体制づくりのための救命講習受講促進に関する取組

イ　事業所等と地域が一体となった連携強化に対する取組

⑶　審査

東京都応急手当普及推進協議会で審査

⑷　表彰

救急医療週間中に実施

写真 54　表彰式の様子

15　東京都応急手当普及推進協議会

消防総監の諮問機関である東京消防庁救急業務懇話会の第 25 期答申（平成 17 年 3 月）において、効果的な応急手当の普及を図るため、東京都応急手当普及推進協議会の設立が提言されました。この答申に基づき、平成 17 年 7 月に当庁や日本赤十字社等官民 21 団体（平成 28 年 3 月現在、25 団体）が参画し「東京都応急手当普及推進協議会」が発足しました。

協議会の目標として、①バイスタンダーによる応急手当の実施率 50％を目指し、平成 30 年度末までに 280 万人に対して普及推進すること②目標達成後は、救命講習技能認定証の有効期限内の認定者数を維持することの 2 点が承認され各参画団体がそれぞれの立場で目標に向かって施策を反映させていくこととなりました。

16　バイスタンダー保険制度

バイスタンダーが不安なく応急手当を実施できる環境整備の一つとして、平成 27 年 9 月にバイスタンダー保険が創設されました。

保険の対象としては、東京消防庁管内で発生し、東京消防庁の救急隊が出場した救急事故現場で、バイスタンダーが応急手当を実施したことによりケガや血液などに触れて感染の危険が生じた場合に、東京消防庁がそのバイスタンダーの応急手当や受傷などの状況を客観的に判断でき、なおかつ、他の法令等に基づく災害補償の対象とならないとき。あるいは、バイスタンダーが実施した心肺蘇生処置に対して損害賠償請求を提訴された場合で、バイスタンダーが心肺蘇生処置を実施した事実を当庁が客観的に判断できるときとしています。

見舞金の種別には、死亡見舞金・後遺障害見舞金・入院見舞金・通院見舞金・感染検査見舞金･感染予防薬投与見舞金･感染見舞金・法律相談見舞金があり、要件を満たしていれば見舞金を種別に応じて定額支給するという制度です。